

新潟市住民基本台帳に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（修正案）」に対するパブリックコメント意見及び市の考え方

修正案について

	該当箇所	ご意見・ご質問の概要	ご意見・ご質問に対する市の考え方	案の修正
1	16ページ Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 他	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者（別紙1参照）とあるが、該当箇所がすぐに分かるよう、“（P19～22の別紙1参照）”等としてほしい。	評価書は全国統一の個人情報保護委員会所定の様式で作成することとなっており、ご意見の箇所については変更が行えませんので、ご理解をお願いいたします。	無
2	55ページ Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（本人確認情報ファイル） 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク ④安全管理体制・規定の職員への周知 他	「十分に周知している」「十分に行っている」としているが、最も重要な事項であるため、「特に力を入れて周知している」「特に力を入れて行っている」としてほしい。	ご指摘いただいた、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに関わる安全管理体制・規定の職員への周知や、システム運用における監査、従業者に対する教育に対して、現状十分に実施しておりますが、今後はさらに力を入れて実施していきます。	無
3	67～85ページ （別添3）変更箇所	変更箇所に下線を引く等して明示してほしい。	ご意見を踏まえ、変更箇所に赤字かつ下線を引くことで明示するようにいたします。	有

その他

	ご意見・ご質問の概要	ご意見・ご質問に対する市の考え方
1	現在、個人情報保護審議会の委員は6人であり、専門家と言われる方が委員になられていると思われるが、市民の意見を取り入れた運用をするためにも、公募委員を1・2名入れてはどうか。	いただいたご意見について、個人情報保護審議会の担当部署にお伝えしました。
2	特定個人情報は人が扱うものなので、所属長には人員配置について特に注意していただきたい。	人員配置については、今後も人材活用に留意し進めてまいります。